

お客様各位

平成28年11月1日

紅葉の季節を迎えましたが、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 平成28年度税制改正について
3. コラム～「働き方改革、36協定のシステムの欠陥」について

1. 今月の事務

11月は年末に向けて、そして労働関係の事務が目白押しです。

①年末調整の準備

年末に向けて毎月の定例事務のほか、冬季賞与の査定・計算・支給事務、年末調整など経理担当者は多忙をきわめます。特に年末調整については、11月から準備を進める必要があります。この時期、税務署や市区町村などで年末調整事務の説明会が開かれますから、できる限り出席して、事務の要点をチェックしておきましょう。

あわせて、各種控除申告書などの関係書類を早めに入手し、社員に配付します。このとき、年末調整に関する注意事項や、控除を受けるために必要な控除証明書などが一覧できる資料を作成し、一緒に配るとよいでしょう。特に今年からマイナンバーが施行され、社員だけでなく、扶養家族も入手する必要があります。

②労働時間の適正管理

厚生労働省は毎年、「勤労感謝の日」がある11月に労働時間適正化・過重労働解消等をテーマにしたキャンペーンを行なっています。例年、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業（いわゆるサービス残業）の解消について、全国的に周知・啓発活動を実施するほか、長時間労働等に関する情報受付窓口を設置するなど、監督指導等にも力を入れています。繁忙期は不注意などから事故が発生する可能性も高まります。人手不足で過重労働になっている部署はないかなど、労務管理の状況を再確認しておくことが大切です。

③ストレスチェックの実施・記録保存

従業員数50名以上の事業所では、11月30日までに、第1回目のストレスチェックを実施する必要があります。実施後は、実施者または実施事務従事者から受検者本人に通知されたストレスチェックの結果を踏まえて高ストレス者を選定し、プライバシーに配慮しながら、医師による面接指導の要否を確認します。受検者の同意により提供されたストレスチェック結果の記録は、5年間の保存義務があり、第三者に見られないよう厳密な管理を行なうことが求められます。

2. 平成28年度税制改正について

先月お伝えした所得税の配偶者控除の見直しについて、選挙を意識してか、主婦の勤労の有無に係らず夫婦合算で控除する夫婦控除は、あっさり引込まれ、代わりに配偶者控除の上限額を引き上げて、主婦層の勤労意欲を引き出そうと案が出ています。

そして、富裕層への課税強化策として、平成 27 年からの相続税課税強化に対抗して、新聞広告や各種セミナーで取り上げられてきたタワーマンション節税策に対する政府の対策が公表されました。

見晴らしがよい高層階になるほど取引価額が高くなるのに、固定資産税評価額は各階で同じということから、相続税対策として現金で保有するよりも高層階を購入する方が有利として人気が出たタワーマンションに対して、今般高層階の固定資産税を高くする方針が示されました。

しかし、相続税を計算する際の建物評価計算では固定資産税評価額を適用しており、今回の改正案は高層階の固定資産税を増やすことにあり、固定資産税評価額まで変更するとはしていないようです。

つまり、相続税を計算する際の評価額が直接変更されないため、平成 30 年以降に引き渡される新築物件から改正が適用されるので、法改正前の購入を業者から強く勧められても乗らない方がいいかもしれません。

3. コラム～「働き方改革、36 協定のシステムの欠陥」について

今回は「働き方改革、36 協定のシステムの欠陥」を考えてみました。

まず、最近の動向ですが、政府が提唱する「働き方改革」の一環として、9 月には第 1 回目の「仕事と生活の調和のための時間外労働規制に関する検討会」が開かれました。

この検討会の主要なテーマとして、事実上青天井となっている 36 (サブロク) 協定上の延長時間について上限を設けるか否かが議論されました。

現在の労働基準法の規定では、労使の合意に基づいて 36 協定を締結すれば、「1 日 8 時間、1 週 40 時間」という法定労働時間の限度を超えて働かせることが可能です。法定労働時間を超える労働時間については「1 か月 45 時間、1 年間 360 時間」といった基準はありますが、労使で特別条項付き協定を結ば、さらにこの基準を超えて働かせることができます。

この特別条項については、本来は一時的・臨時的に認められるものですが、実際には過労死の労災認定基準 (1 か月 80 時間) を超える時間の協定が結ばれ、長時間労働が恒常的に行なわれているケースも少なくないようです。つまり、36 協定のシステムに問題があるのではないかと、また、時間外労働の上限を示すことで、かえって長時間労働を助長することにもつながるのではないかと考えられるのです。

同検討会では、年内に論点整理を終え、報告書をまとめるとしています。

さて、私見ですが、「働き方改革」は長時間労働の是正など労働者保護に焦点を置いた議論が大きく取り上げられていますが、経済界の同意を得て実現するには労働者に痛みを伴う解雇規制の緩和が必須とされるのではと考えております。これについては、次回で詳しく触れていきます。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>